

令和3年7月

庄原市が発注する調査・設計等業務における前金払の導入について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして、公共工事の品質確保を図るため、工事前段階に当たる調査・設計等業務委託におきましても、以下のとおり前金払を導入しますのでお知らせいたします。

記

1. 対象業務
1件500万円以上の公共工事に係る測量・調査・設計業務等
2. 前金払の額
契約金額の3割以内
3. 手続き
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証書を添付し、市に申請書を提出。
4. 適用する時期
令和3年7月1日から

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp